

令和元年6月14日

市内介護保険事業所 管理者様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

消費税率引上げに伴う介護報酬の改定等について（通知）

日頃より、本市介護保険行政の円滑な推進に格別のご協力をいただき、誠にありがとうございます。

令和元年10月から、消費税率引き上げに伴い、介護報酬の改定が行われる予定です。そのため、令和元年10月以降提供分については、改定後の単位数により請求を行っていただきますようお願いいたします。改定後の単位数は、NAGOYAかいごネット（URL：<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/kaisei/index.html>）に掲載しています。

また、施設及び短期入所サービスを利用した際の食費・居住費（滞在費）の標準的な費用額（基準費用額）も引き上げられる予定ですが、負担限度額認定証が交付されている方の負担限度額に変更はありません。

介護報酬の改定及び基準費用額の引き上げに伴う料金の変更について、利用者への説明を十分に行うようお願いいたします。説明にあたっては、文書を用いて丁寧に行い、トラブル防止のため、文書で同意を得ることが望ましいと考えられます。

なお、被保険者の方には、広報なごや7月号等により、介護報酬の改定等の詳細については、担当のケアマネジャーかご利用事業所にお問い合わせいただくようご案内する予定ですので、よろしくお願いたします。

1 区分支給限度基準額の改定について

介護報酬の改定に合わせ、1～3割負担で利用できる在宅系サービス等の利用限度額（区分支給限度基準額）も次のように令和元年10月から引き上げられますが、これに伴う介護保険被保険者証の差し替えは行いませんので、改定前の区分支給限度基準額を改定後の区分支給限度基準額に読み替えてください。

【利用限度額（1カ月あたり）】

区分	現行（9月30日まで）	改定後（10月1日から）
事業対象者	5,003単位	5,032単位
要支援1	5,003単位	5,032単位
要支援2	10,473単位	10,531単位
要介護1	16,692単位	16,765単位
要介護2	19,616単位	19,705単位
要介護3	26,931単位	27,048単位
要介護4	30,806単位	30,938単位
要介護5	36,065単位	36,217単位

2 福祉用具購入費、住宅改修費について

消費税率引き上げに伴う支給限度基準額の変更はありません。

担当：介護保険課指導係 052-972-2594